

（名称）

第1条 本団体は、「中部大学少林寺拳法部」と称す。

（目的）

第2条 共に練習することにより、部員同じ立場で活動し、より親密な団結心を養うとともに強健な精神力で誰にも敗けない慈悲心を養うことを目的とする。

（活動）

第3条 「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行う。

第4条 第 2 条の目的を達成するために、次の活動を行う

- (1) 少林寺拳法に関する活動
- (2) 少林寺拳法に関する大会等への参加
- (3) 少林寺拳法に関する、他大学学生及び他団体との交流
- (4) その他、本団体の目的を達成するために必要な活動

（組織構成）

第5条 本団体は、中部大学生の学生を構成員（以下「部員」という。）として組織する。

第6条 本団体には、主将、副将及び会計を置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員を置くことができる。

（顧問）

第7条 少林寺拳法部に顧問を置く。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。

（会計）

第8条 部員は活動のため、部費を納めるものとする。

第9条 会計年度は原則、4 月から翌年 3 月までとし、年に一度、部費に会計報告を行い、承認を得るものとする。

（入部及び退部）

第10条 入部希望者は、主将にその旨を伝え、会則や規則等の説明を受け、入部願を提出する。

第11条 退部を希望する部員は、主将にその旨を伝え、退部願を提出する。

第12条 第 8 条において、主将は退部を希望する部員に対し、速やかに手続きを行うものとする。また、役員のある者は、必ず後任を選出し、その者に引き続き行った後、退部を認める。

(規約の変更)

第13条 規約の変更は、役員の会議を経たあと、部員の承認を得るものとする。

(事故防止の義務)

第14条 少林寺拳法部の構成員全てが事故を未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一、不測に事態が発生した場合、人命救助を最優先する。

(罰則等)

第15条 部員が、以下の行為を行った場合は、その程度により、注意喚起し、又は退部を促すことがある。

- (1) 第2条が目的から外れた活動を行ったとき。
- (2) 役員が、職務を遂行しなかったとき。
- (3) 第8条に定める部費を納めなかったとき。
- (4) 本団体の活動が著しく妨害したとき。
- (5) 学生が本学の定める諸規則に違反し、また学生としての本文に反する行為があったとき。

(規約以外の規則)

第16条 本団体に規則以外の規則を定めることができる。

附則

本規約は、1969年4月1日から施行する。

附則

本規約は、2025年4月1日から施行する。